



人の和 日本一事故のない会社をつくろう

三八五流通株式会社



会社概要

- 会社名 三八五流通株式会社 (MIYAGO LOGISTICS)
- 所在地 青森県八戸市大字長苗代字上中坪 35 番地 1 号
- 代表者 代表取締役社長 泉山 元
- 創業 1947 年 (昭和 22 年) 6 月 26 日
- 事業内容 一般貨物自動車運送事業 倉庫業 利用運送事業
産業廃棄物収集運搬業 物品販売
有料職業紹介事業・派遣業



事業概要

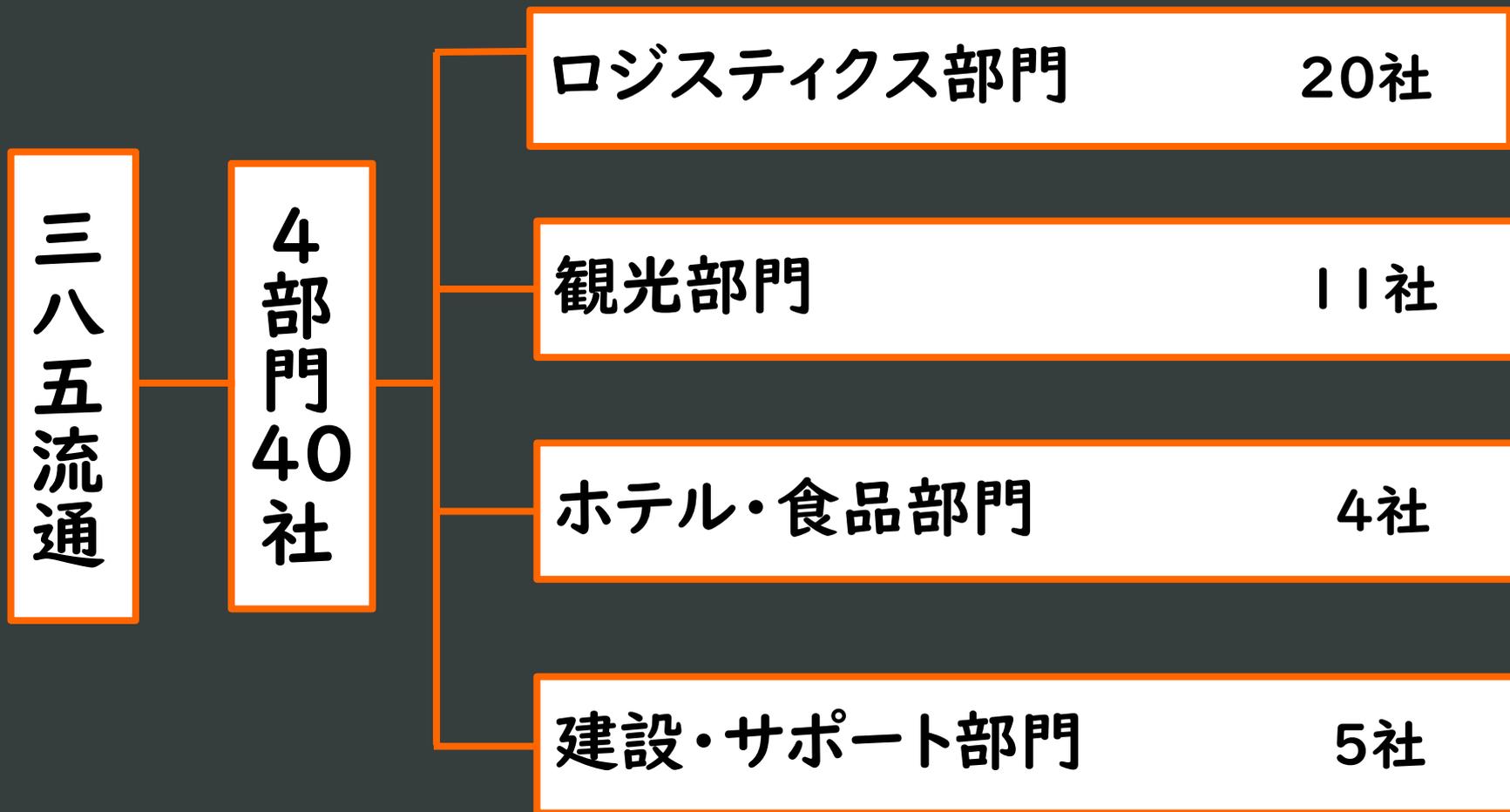


1947年（昭和22年）6月創業、青森県八戸市に本社を置き、
本年創業77年目となります。

北海道から関東まで、東日本を中心に生産者と消費者を結ぶ
「人」「もの」「情報」の流れをマーケットと捉え、地域密着の
総合物流サービスを提供しています。

社是「人の和」（人と人との信用を第一）の精神のもと、さらなる
安全と輸送品質の向上、従業員の健康や働きやすい職場づくりに
挑戦し、100年企業を目指しています。

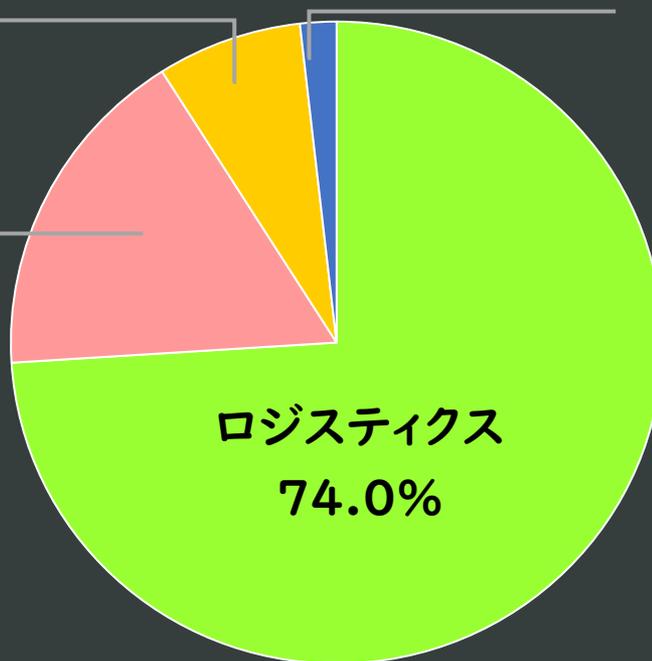
三八五流通グループ企業 全 40 社



三八五流通グループ企業 全 40 社

ホテル・食品
7.2%

観光
17.0%



建設・サポート
1.8%



売上高	305億円
従業員数	3,255名
車両台数	2,249台

(トラック1699台 バス・タクシー434台 営業車116台)

経営理念

- 企業を取り巻く環境変化に適時適切に対応し、
企業価値を高め社会に信頼され貢献できる
企業を目指します



スローガン



行動指針

- 事故ゼロの達成
- コンプライアンスの徹底
- 新商品の開発
- 提案営業の促進
- 適正利潤と高福利

- 明るくスピーディーに行動します
- ごまかさず、あきらめずに取り組みます
- 逃げず、言い訳せず頑張ります

安全輸送の取り組み

1. 安全方針

- ・ 輸送の安全の確保が事業確保の根幹である事を認識し、輸送の安全の確保に主導的役割を果たします
- ・ 現場における安全に関する声に真摯に耳を傾け現場の状況を踏まえつつ社員に対して、輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます
- ・ 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善を実施し、不断の見直しにより、絶えず輸送の安全の向上に努めます

安全輸送の取り組み

2. 重点施策

- ・ 輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底し、コンプライアンスの徹底を図ります
- ・ 輸送の安全に関する投資を積極的に行います
- ・ 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じます
- ・ 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、必要な情報を伝達共有します
- ・ 輸送の安全に関する教育、研修を推進します
- ・ グループ企業が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努めます

安全輸送の取り組み

3. 目標

・ 車当たり事故率

0.03%

安全輸送の取り組み

4. 取組事例

➤安全担当者会議の開催

➤労使活動

- ・「労使安全衛生委員会」を開催し、事例からの事故防止予防教育を実施
- ・「交通安全運動期間」に合わせてキャンペーンを展開し、街頭活動を含め、社会に貢献する職業運転士としての意識醸成
- ・年2回、労使職場安全監査により、コンプライアンス点検を実施

安全輸送の取り組み

4. 取組事例

▶教育・研修

- 初任運転者、事故惹起運転者、高齢運転者を三八五オートスクールにて実施
- フォークリフト技能競技会の開催
- 社内web 掲示板による安全情報の提供
- ドライバー個人の事故防止月間目標を掲示し評価
- 運行管理者基礎講習の積極的受講及び運行管理者資格取得の推進

第2回 フォークリフト技能競技会

令和5年9月24日



安全輸送の取り組み

4. 取組事例

➤投資他

- ・ デジタルタコグラフ・ドライブレコーダーの全車導入
- ・ ドライバーステータスモニターの大型車への導入
- ・ バックアイカメラの導入
- ・ ナスバネットの適性診断所の設備
- ・ 睡眠時無呼吸症候群の積極的受診の推進
- ・ 安全性優良事業所「G マーク」の認定取得の積極的取組



安全輸送の取り組み

4. 取組事例

➤ 報奨

- ・ デジタルタコグラフの成績優秀者表彰

- ・ 創立記念表彰

 - ◆ 無事故達成店所表彰

 - ◆ 無事故達成個人表彰 (5 年毎)

 - 15年無事故 (配偶者同伴 国内 1泊 2日旅行)

 - 20年無事故 (配偶者同伴 国内 2泊 3日旅行)

 - 25年以上無事故 (配偶者同伴 海外 4泊 5日旅行)

労働災害防止の取り組み

1. 三八五流通グループ災害防止協議会

- グループ19事業所により組織
- 定期的な安全集合教育の実施
- 冬季労働災害防止月間(2月)として、会員事業所へ融雪剤の配布
- 年1回の安全講習会の実施
- 年2回の労使安全監査によりコンプライアンス点検の実施

三八五流通グループ災害防止協議会 【令和 5 年度年間重点目標】

- 1 墜落・転落及び転倒災害防止の徹底
- 2 交通労働災害防止の徹底
- 3 安全衛生教育の徹底

労働災害防止の取り組み



令和5年10月13日 三八五流通グループ安全講習会

労働災害防止の取り組み

2. 安全装置の設置

- ・ 令和5年10月より義務付けとなった、2～5t車への昇降設備を、グループ企業で一括作成し、全車両へ設置



健康管理の取り組み

健康経営優良法人(中小規模)認定

・ 2019年～認定 本年度で5年目



青森県健康経営事業所認定

・ 2021年～認定 本年度で3年目



健康管理の取り組み

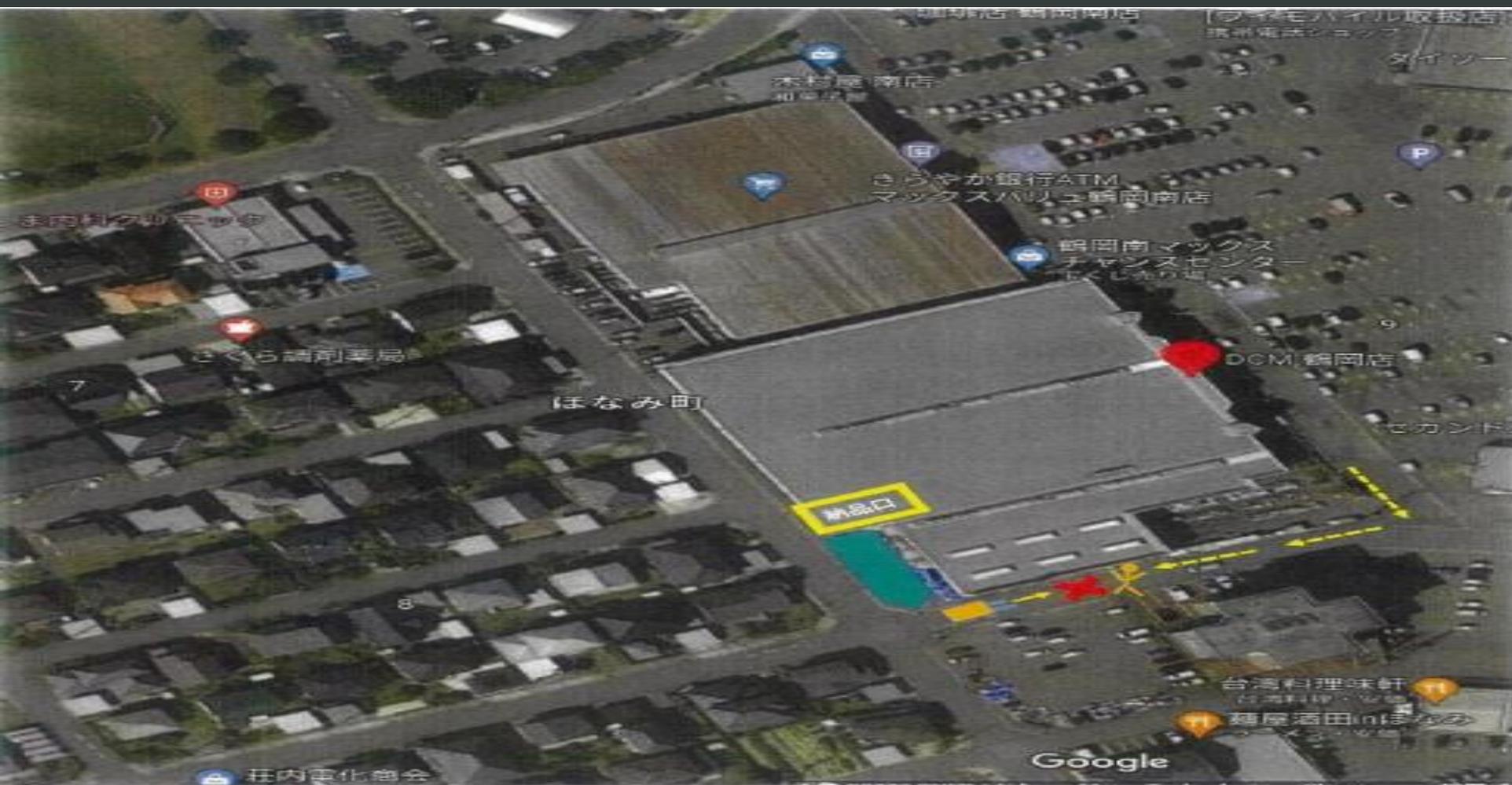
八戸学院大学との健康連携協力に関する協定(2016年締結)

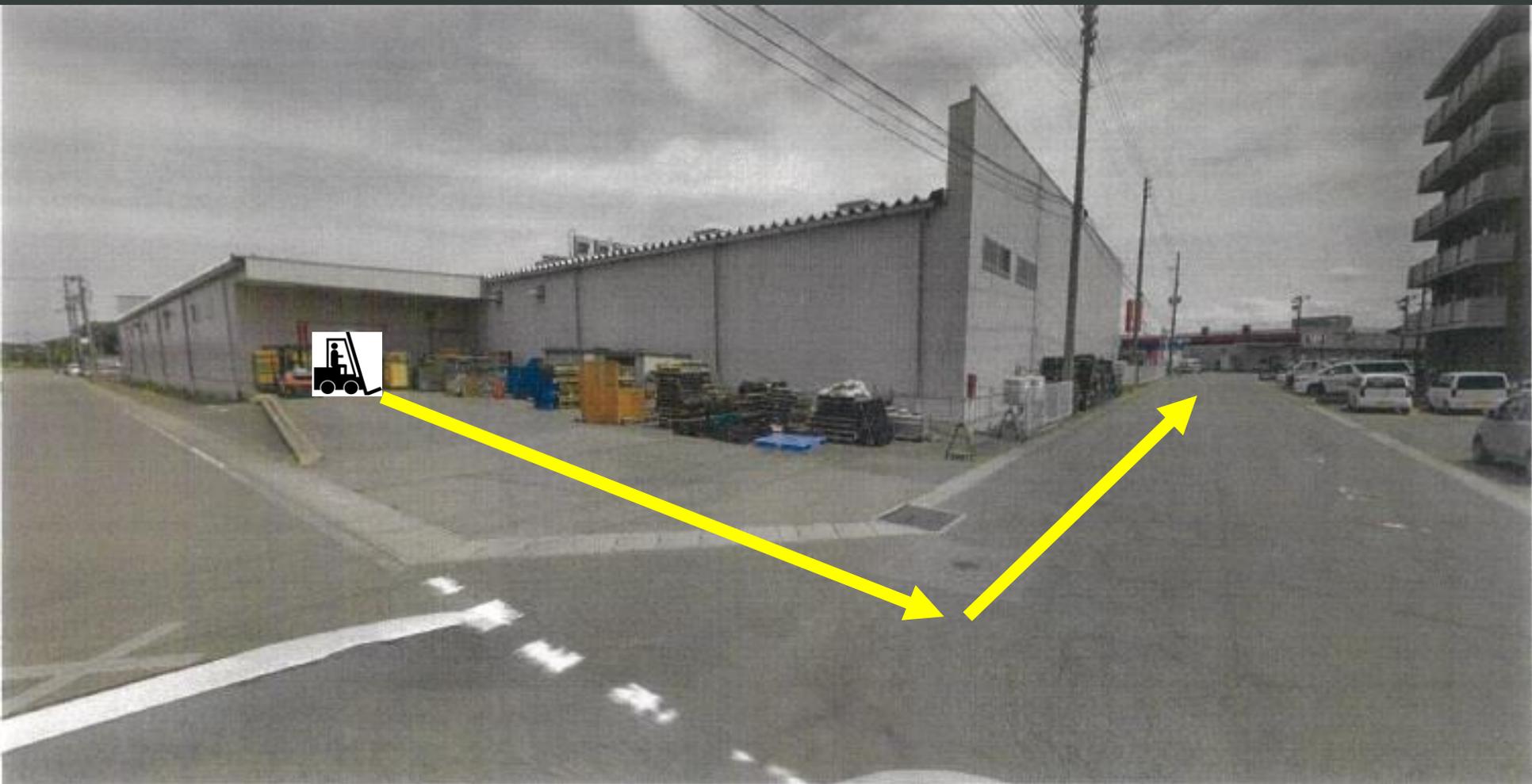
- ・ 年1回の体力測定の実施
- ・ 定期的な健康セミナーの実施



健康診断の受診 100%、再検査受診の指導

ストレスチェックの完全実施







リフトの特定&道路走行判断

1. 小型特殊自動車

小型特殊自動車とは、**道路交通法第3条**で

全長4.7m以下 全幅1.7m以下 高さ2m以下(但しヘッドガード等を備えた自動車で、ヘッドガード等を除いた部分の高さが2m以下のものに限り、高さ2.8mまで)

最高速度時速15K以下の構造のロータリー除雪車や台車が屈折して操行する自動車と規定

2. 関係法令

(1) 道路運送車両法

同法第4条は、「自動車は自動車登録ファイルに登録を受けてものでなければ、これを運行の用に供してはならない」と規定している。

小型特殊自動車は、自動車登録ファイルに登録を受ける必要はない。

(2) 地方税法

同法第442条の第2項第1項は、「軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型車に対し、主たる定置場所在の市町村において、その所有者に課する」事を示しているから、軽自動車税を課せられる対象である。

(3) 市税条例

同法第91条は、「新たに原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車の所有者等になった者は、市長に対し第87条第1項の申告書を提出する際、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。但し、市長がやむを得ない理由があると認める場合はこのかぎりではない」と規定している。

又、同法第6項は、「第1項又は第2項の規定により交付を受けた標識は、次項の規定により返納するまでの間は、市長の指示に従い、これを当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の車体の見やすい箇所に常に取り付けていなければならない」と規定している。



(4) 道路運送車両の保安基準

同法第27条第1項は、「自動車の荷台その他の物品積載装置は、堅ろうで、かつ、安全、確実に物品を積載できるものとして、強度、構造等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。」と規定している。

但し、リフトのフォーク部分は、道路交通法第55条第1項に規定する「積載のために設備された場所」には該当しないものと思慮する。

(5) 運輸省通知

フォークリフトは、昭和30年6月18日に特殊自動車に指定され、一般道路上において使用する場合、最大積載量は与えないことを昭和30年6月20日付けの運輸省告示第331号で通知されている。従って、フォークリフトのフォーク部分に物品を積載して道路を走行することは認められない。

(6) 道路交通法

同法第77条第1項第1号は、道路で工事、作業をしようとする者は、所轄警察署長に「道路使用許可申請書」を提出し、許可を受けなければならないと規定している。フォークリフトは、道路上で荷物を積載した状態で走行(運搬走行)が禁止されており道路上で荷役作業を行う場合は、道路使用の許可が必要である。又道路上での荷役作業の一環で荷物を積載した状態での一時的な移動については、やむを得ない作業であり荷役作業に含まれる事から、全体として道路の作業として道路使用の許可が必要となると解される。



学習内容



1. 自賠責未加入でも、損害保険会社は保険契約を引き受ける。
 - ・ 損害保険会社は、引受けにあたり自賠責加入の有無を調べない。
 - ・ 無車検、自賠責期限切れでも、任意保険契約期間であれば、対物、対人、車両保険は支払う。但し、人身については自賠責での担保範囲以外の部分。

2. 許諾被保険者

自動車保険においては自動車の使用実態にあわせて、記名被保険者の承諾を得て被保険自動車を使用または管理している者も被保険者として取り扱っている。

この被保険者を許諾被保険者と言う。

この承諾は記名被保険者から直接受ける必要があるが、被保険自動車を第三者が使用することを知りながら、記名被保険者が明示の反対をしなかった場合も、直接の承諾があったものとされる。



公道を走る際の注意点 (荷主が不知)



フォークリフトにナンバーが付いていると公道を走行できる。

但し！

- ・公道は走行できても、走行時荷物を載せたまま走行する事は禁止。
- ・公道での荷役作業も基本的には禁止。
- ・作業灯を点灯したままの公道走行は、他の交通車両の妨害となる可能性があることで禁止。
- ・ナンバーを付けた車両ですので、小型特殊自動車、新小型特殊自動車、大型特殊自動車に種類分類され、それらに対する運転免許が必要。



三芳P.Aスマート
インター方面

所沢I.C方面



平成29年11月4日よりトラック運送における 運賃・料金の収受ルールが変わりました。

標準貨物自動車運送約款等の改正概要

① 「運賃」と「料金」の区別を明確化しました

運賃が運送の対価であることを明確化します。



② 「待機時間料」を新たに規定しました

荷主都合による
荷待ち時間の対価を
「待機時間料」とします。



③ 付帯業務の内容をより明確化しました

付帯業務の内容に「棚入れ」、
「ラベル貼り」等※を追加します。

※その他追加する付帯業務：「積持ち」、「縦持ち」、
「はい作業（倉庫等において箱等を一定の方法で
規則正しく積み上げたり崩したりする作業）」



国土交通省告示第321号・平成31年3/8 標準貨物自動車運送約款



第32条(積込料、取卸料)

当店は、貨物の積込み又は取卸しを引受けた場合には、当店が別に定める料金又は実際に要した費用を収受します。



第33条(待機時間料)

当店は、車両が貨物の発地又は到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間に応じて、当店が別に定める料金を収受します。



第60条(付帯業務及び付帯業務料)

当店は、品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品、横持ち及び縦持ち棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他貨物自動車運送事業に付帯して一定の時間、技能、機器等を必要とする業務を引受けた場合には、当店が別に定める料金又は実際に要した費用を収受し、当店の責任においてこれを行います。

標準貨物自動車運送約款とは？

国土交通省が制定するトラック事業者と荷主の契約書のひな形です。

三八五流通は、今後も「日本一事故のない会社」
をつくるため、安全衛生の取組をさらに強化し、
お客様に信頼される企業を目指してまいります。



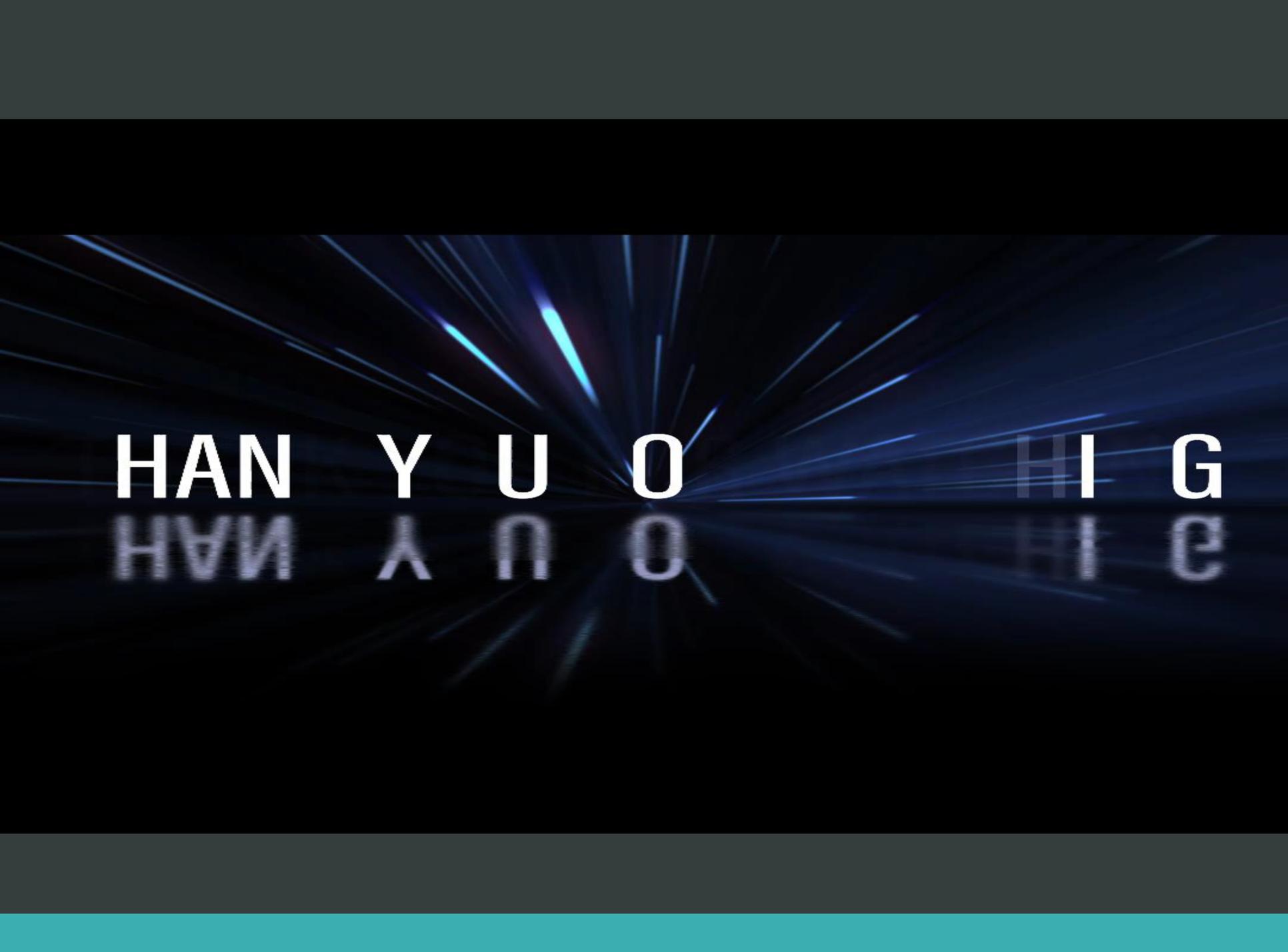
MIYAGO
Logistics & Transportation

A black and white illustration of a worker wearing a cap and uniform, pushing a hand truck with two boxes on it. The worker is walking towards the right.

OFFICE RELOCATION
ビジネスを加速させる、三八五のオフィス移転。



ご清聴ありがとうございました



HAN YU O HI G

HAN YU O HI G